

就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型に通所する人へ

障害福祉サービス事業所に通所するための交通費の一部を助成します

…………… 助成の対象になる人 ……………

- 石狩市に住民登録がある人
- 就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型を利用している人
- 公共交通機関(路線バス・地下鉄・J R など)を使って通所している人
- 各公共交通機関の運賃割引の対象になっていない人

公共交通機関	手帳の種類			手帳がない人
	身体	療育	精神	
中央バス	×	×	○	○
JR	○	○	○	○
札幌市営地下鉄	×	×	×	○

※運賃割引の対象になっていない人(助成金がもらえる人)は○、運賃割引の対象になっている

人(助成金がもらえない人)は×で表示しています。

…………… 助成金の申請方法 ……………

- はじめに、事業所に相談してください
- 「障害福祉サービス事業所通所届」を事業所に提出してください
- 事業所が石狩市に手続きをしてくれます
- 助成金は毎月、事業所から受け取ってください
- 事業所で手続きができないときは、障がい福祉課に連絡してください

..... 助成金の額

- 通所の往復に支払う交通費の50 %
- くわしくは例を見てください

助成金の計算方法

運賃割引の対象になっていない人(助成金がもらえる人)は○、運賃割引の対象になっている人(助成金がもらえない人)は×で表示しています。

■(例) 花川北6条1丁目から札幌市西区発寒の事業所に通所する場合

交通機関	乗るところ	降りるところ	片道運賃	手帳の種類			手帳がない人
				身体	療育	精神	
中央バス	石狩庁舎前	手稲駅北口	340円	×	×	○	○
ジェイアール J R	手稲	発寒	250円	○	○	○	○
1日あたりの助成金額(片道運賃の合計×50%×2)				250円	250円	590円	590円

- 事業所の送迎車や徒歩、自転車、自家用車で通所している人は、助成金がもらえません。
- 事業所の往復は同じ経路を利用してください。
- やむを得ず、事業所に行く時と自宅に帰る時で経路が変わる場合は、それぞれの片道運賃の合計×50%を計算し、行きと帰りの金額を合計します。
- 1日あたりの助成金額に通所した日数をかけた額が、1月あたりの助成金額になります。

問い合わせ先

石狩市障がい福祉課

電話:0133-72-3194/Fax:0133-75-2270